

狭い道路を広げて安全・安心なまちづくり



さぬき市内には、日照や通風の確保などの良好な生活環境の保持や、消防車や救急車などの緊急車両の通行や、災害の延焼を防ぐ役目を果たすなど、大変重要な役割を持つ生活道路のうち、これらの機能を十分に満たすことのできない幅員4m未満の狭い道（狭あい道路）が多数あります。

そこで、さぬき市では、平成24年10月1日から「狭あい道路拡幅整備事業」を実施し、良好な住環境の整備を進めることとしています。

さぬき市狭あい道路拡幅整備事業

にご協力ください



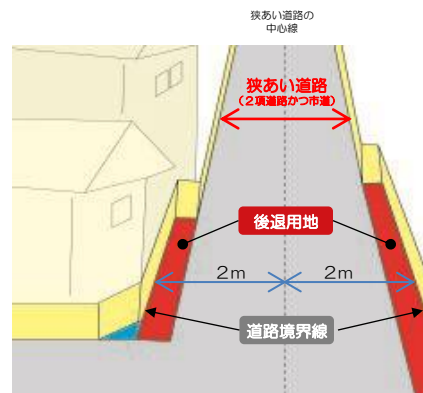
「狭あい道路」の内、市道に面して建築物を建築する場合、建築基準法に定められている4mの幅員を確保するため、セットバックしなければならない土地等を市に寄附していただき、道路の拡幅整備を行い、良好な住環境の整備を進める事業です。

対象となる道路は？

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に該当する「道路」が対象となります。

対象道路で建築等を行い、後退用地を市に寄附する方

※後退用地を事情により市に寄附できない場合は、無償使用として事業を行います。
※既に改築等が終わってしまった方についても、後退用地の整備にご協力をいただける場合には、事業の対象とします。



事業の対象者は？

市が行う整備等は？



土地所有者がすることは？

「測量、分筆又は所有権移転登記」
「無償使用の場合は、測量」
「道路整備（舗装工事など）」
「整備完了後に市道として管理」

「後退杭の設置」
「抵当権、質権、賃借権等の消滅」
「建築物、工作物等の移設又は撤去」



狭あい道路拡幅整備事業の流れ

土地所有者等

さぬき市

まずは都市整備課に
相談したらいいんだね



事前相談

後退杭設置

協議書の提出

現地調査、審査、協議等

同意書により通知

権利が設定されている場合

抵当権、質権、
賃借権等の消滅

建築物、工作物等が
築造されている場合

建築物、工作物等
の移転又は撤去

寄附する場合

無償使用の場合

測量調査及び分筆登記

測量調査

後退用地寄附申込書
により寄附

後退用地無償使用承諾書
により承諾

建築確認完了検査済証が
交付されたことの報告

後退用地の整備工事
(舗装工事など)

後退用地を市道として管理

これで安全・安心な
まちができるね



お問合せ先

さぬき市 建設経済部都市整備課

〒769-2195 さぬき市志度 5385番地8

T e l . 087-894-1113

F a x . 087-894-3444